# 国際協力推進サブチームの検討事項等について

### 1. 基本方針における記載内容の概要

#### ①感染の拡大防止及び予防

- ▶ 開発協力を活用した保健システム強化、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進
- ➤ WHOのIHRの履行確保・強化
- ▶ UNDP, UNICEF, UNFPAなど実施機関との協力及び政策対話
- ▶ グローバルファンド(GF)による三大感染症対策・保健システムの支援
- ▶ Gaviワクチンアライアンスによる予防接種活動等の支援
- ▶ グローバル技術振興基金(GHIT)等を通じた新薬開発等に関する活動の支援
- ▶ 我が国における研究開発の成果についての国際協力への活用の支援

### ②緊急対応のための国際機関等との協力強化

- ▶ グローバル・ヘルス・ガバナンス(GHG)の新たな枠組みの構築への貢献
- ➤ WHOの緊急対応基金(CF)等及び世界銀行によるパンデミック発生時の機動的資金提供メカニズムの構築についての整合性の取れた対応の検討
- ▶ 国際通貨基金(IMF)による大規模災害抑止・救済基金への対応の検討
- ▶ 感染症発生後の保健システム回復支援

#### 2. これまでの関係省庁の取組・現状等

#### 外務省

- ▶ 国連総会の一般討論演説やサイドイベントで安倍総理が UHC推進を表明し、持続可能な開発のための2030アジェンダ(2030アジェンダ)交渉など国連交渉の場でもUHC推進を主導。
- ▶ 国際保健外交戦略(平成25年5月)の具体的施策の1つとして掲げられている「アフリカにおけるUHCに向けた取組み」では保健システム強化、母子保健推進、効果的な感染症対策で具体的案件を推進。その他、各国・地域で保健協力を推進。
- ▶ 「平和と健康のための基本方針」を策定(平成27年9月)。
- ➤ 国連ハイレベル・パネル、IOM等, GHGの枠組み構築に係る機関に対し我が国考えをインプット

#### 厚労省

- ➢ JICAの実施する協力への人材貢献、研修員受け入れ。
- > 公衆衛生(感染症対策支援、保健システム支援、エイズ 対策支援等)分野支援のため、WHO等へ資金拠出。
- ▶ 「国際保健に関する懇談会」立ち上げ(平成27年8月)。
- 世銀・WHO共催パンデミック・ファイナンス会合(平成27年 9月)出席(WHOは、11月の財政対話までにCF案を作成の 予定。)。

#### 財務省

- » 我が国円借款及び国際開発金融機関を通じた協力の実施。
- ➤ 世銀・WHO共催パンデミック・ファイナンシング・ステークホルダー会合(平成27年9月)、世銀主催PEFハイレベル会合に(平成27年10月)出席(世銀は、PEFのディスカッション・ドラフトを提示)。会合のマージンも活用しながら、PEF構築に際しての留意点や日本の考えを関係ステークホルダーに打ち込み。

## 3. 主な課題及び検討事項

- ➤ WHOの緊急対応基金・世銀の機動的資金提供メカニズムについての整合性の確保と効果的な支援等
- ① WHOのCF案及び世銀提示のPEF案の検討(我が国案の検討を含む)、②CF及びPEF間の整合性、機能分担
- ▶ 感染症危機対応を含むグローバル・ヘルス・ガバナンスの枠組み構築への貢献
- ①国連関係機関間の緊急対応の仕組み(各国、民間組織との関係を含む)、②WHOのEbola Interim Assessment Panel報告、国連ハイレベル・パネル報告等の提言を踏まえた対応の検討。
- ▶ IHRの履行確保・強化、保健システム強化、UHCの推進に資する効果的な方策及び支援の検討
  - ①我が国の重点地域・国の検討、②当該地域・国への支援及び国内資金との連携の検討(含むGF、Gaviアライアンス、GHIT等のリソースの活用)、③UN専門機関のexpertiseの活用(来年のG7サミット、TICADを念頭に、実施可能な協力のアウトラインを見極める。)、④保健システム強化のための枠組み(アライアンス)の検討

## 国内検査・研究体制推進サブチームの検討事項等について

#### (1)国内における感染症に係る危険性の高い病原体等の検査・研究体制の整備

1. 基本方針における記載内容の概要

### ①国立感染症研究所の検査体 制の整備

国立感染症研究所は、<u>周辺住民の不</u> 安や懸念の払拭に努め、BSL4施設 における業務を安全に実施できる体制 を整備する。

#### ②国内の大学等の研究機関における感染 症研究機能の強化

大学等の研究機関における基礎研究能力の向上 及び危険性の高い病原体等の取扱いに精通した 人材育成・確保のため、<u>最新の設備を備えたBSL</u> 4施設を中核とする感染症研究拠点を形成する。

## ③我が国におけるBSL4施設の在り方の 検討

BSL4施設の配置及び役割等について、先進諸国の 動向や国内有識者の意見等も踏まえ、中長期的な視 点で感染症発生時における安全の確保、検査体制の 整備及び研究開発の推進の観点から検討を行う。

# ④感染症関係の研究開発の推進

「医療分野研究開発推進計画」に基づき、 新興・再興感染症に関する<u>基礎・臨床研究、</u> 国際共同研究等の推進による感染症対策 に係る基盤強化を図る。

#### 2. これまでの関係省庁の取組・現状等

- ▶ 厚生労働省は、「国立感染症研究所村山庁舎高度安全試験検査施設(BSL4)」を特定一種病原体等所持施設に指定(平成27年8月)
- ✓ 上記指定に際し、厚生労働省は、 施設の老朽化を踏まえ、武蔵村 山市以外へのBSL4施設の移 転を検討することを確認

## > 長崎大学におけるBSL4施設設置構想

- ▼ 平成27年6月に、長崎県・長崎市・長崎大学 の三者で「感染症研究拠点整備に関する基本 協定」を締結。現在、本協定に基づき設置され た連絡協議会において計画内容等について 検討中
- ✓ <u>国立大学法人が特定一種病原体等所持に係る厚生労働大臣の指定を受けるためには、感</u> 染症法の政令改正が必要

## > 日本学術会議の提言等において以下を指摘

- ✓ 国内で<u>複数箇所にBSL4施設を整備</u>する 必要性
- ✓ バイオセキュリティ、国際協力体制の構築 及び国民に対する安全保障の観点からの 施設運営への国の関与の必要性

## ▶「医療分野研究開発推進計画」に 基づく研究開発の実施

✓「医療分野研究開発推進計画」に基づき、「新興・再興感染症制御プロジェクト」において、基礎から実用化まで切れ目のない研究開発を推進

## 3. 主な課題及び検討事項

- ①BSL4施設及びそれを中核とした感染症研究拠点について、施設運用等その在り方の検討
- ②BSL4施設の設置主体ごとの役割について、検査体制の整備及び研究開発の推進の両面からの検討
- ③感染症に係る医薬品創出等のための研究等の推進

## (2) 我が国の感染症リスク評価の強化を図るための海外情報収集・分析能力の強化

- 1. 基本方針における記載内容の概要
- ①国際機関、他国の公衆衛生研究機関との連携強化を通じた感染症情報等の収 集の強化を図る。
- ②国立感染症研究所における検査能力等の強化、国際的に脅威となる感染症についての我が国の判断能力の更なる向上に係る方策を検討する。

#### 2. これまでの関係省庁の取組・現状等

- ▶ 感染症のリスク評価を行う仕組みがない。
- ✓ 外務省が発出する「感染症危険情報」は、邦人や相手国に与える影響が大きく、より適格な評価に基づいて行うことが課題。
- ✓ 欧米においては、独自の情報ネットワークを有し、WHOの情報だけに依拠しない感染症に起因するリスク評価を実施し、WHOの政策を待たずに判断。

#### 3. 主な課題及び検討事項

- ①感染症情報等の収集能力の強化: 国際機関、他国の公衆衛生研究機関との連携強化の在り方の検討
- ②感染症リスク評価の在り方:国際的に脅威となる感染症に対するリスク評価を国家の危機管理の観点から適切に行うための仕組み
- ③国立感染症研究所の検査能力等の強化の在り方

# 人材育成・活用推進サブチームの検討事項等について

## 1. 基本方針における記載内容の概要

# ①国際的な対応も担うことができる人材の育成

国際社会においても活躍することのできる感染 症対策の人材について、中長期的な観点から 人材基盤の質的・量的な充実方策を検討する。

## ②国際協力も含めた感染症対策を担う人材育 成の強化

人材の育成を強化し、国内の感染症対策のみならず、国際協力における感染症対策を担うことのできる人材を中長期的にも確保していく必要がある。

## ③国際協力に係る人的貢献のための日本国内 の人的基盤の整備

国際緊急援助隊における新たな仕組み、国際機関との連携、条件整備等により、感染の発生国・地域等が求める人的支援を迅速に行うための仕組みの整備を検討する。

## 2. これまでの関係省庁の取組・現状等

# ▶ 厚生労働省が感染症危機管理専門家養成 プログラムを新設

✓ 国際的に感染症制御のマネージメントを実施することができる専門能力を身に付けた感染症危機管理の専門家を養成し、人材の育成の推進を図る。

# > 以下の省、研究所等で人材育成を実施

- (公衆衛生対応・感染制御関係)【国立国際医療研究センター】
- 実地疫学専門家養成コース(FETP-J)【国立感染症研究所】
- (検査診断関係)【国立感染症研究所】
- (社会人の専門家研修)【国立保健医療科学院】
- 感染症に係る研究開発事業の推進(感染症研究国際展開戦略プログラム(J-GRID)、医療分野国際科学技術共同研究開発推進事業等)【AMED(厚生労働省、文部科学省)、国立感染症研究所】
- 自衛隊における感染症対処能力の向上(感染症を 専門とする人材の育成等)【防衛省】

## ▶ JICAが国際緊急援助隊・感染症対策チーム を設置・登録

✓ エボラ出血熱の感染拡大も踏まえ、国際緊急 援助隊として、感染症対策チームを派遣する仕 組みと併せて、そのチームに係る人材の確保 及び研修や、そのチームの派遣に必要な資機 材の確保及び維持・管理を含めて検討を行う。

#### > WHO等国際機関との連携

✓ エボラ出血熱の感染拡大においても、WHOの枠 組みを通じた専門家の派遣を行ってきたが、引き 続き、適時適切な人材の派遣が行えるようWHO 等国際機関との連携を図る。

# 3. 主な課題及び検討事項

#### (1)登録システムの構築等派遣の枠組みの構築

- 緊急時に迅速に人材を派遣できる仕組みを構築し、国際協力に係る人的貢献のための日本国内の人財基盤を整備
- 派遣した人材等が感染した場合の現地での対応や我が国への搬送等も含めた対応の仕組みの検討

## ②キャリアパス等人材育成の目標の設定と実現に向けた方策

- 国際的な対応も担うことができる国内の感染症対策を担う人材の育成(専門家をとりまとめるトータルマネジメントができる人材の育成含む)
- 国際協力も含めた感染症対策を担う人材育成の強化